

達 示 第 112号  
平 成 13年8月1日

旭川刑務所長 春 日 厚 志

自己用途物品及び自弁又は差入れに係る物品取扱細則の制定について  
自己用途物品及び自弁又は差入れに係る物品取扱細則を別紙のとおり定め、即  
日実施する。

## 別 紙

### 自己用途物品及び自弁又は差入れに係る物品取扱細則

(趣旨)

第1条 旭川刑務所の受刑者の自己用途物品（行刑累進処遇令第73条の規定に基づき作業賞与金をもって購入する物品）及び自弁物品（領置金をもって購入する物品又は携有物品）又は差入れ物品（以下「自己用途物品等」という。）の取扱については、別に定めがあるもののほか、この細則に定めるところによる。

(使用を許可する物品の数量、規格等)

第2条 受刑者に使用を許可する自己用途物品等の所持許可数量、規格、標準使用期間等は、別表「受刑者自己用途物品等許可品目表」のとおりとする。

2 物品の購入に当たっては、実用を旨とし、価格はなるべく低廉なものを選ぶものとする。

3 携有又は差入れに係る物品については、前項に準ずるものとし、華美にわたるもの又は著しく高価なものの使用は許可しない。

4 入所時携有し、引続き領置されている物品に限り、級別制限に準じ自弁物品として特にその使用を許可する。

5 移入時等の場合、前施設で使用を許可されていた物品については、その規格が当所指定の規格と異なるものであっても、その使用を許可する。ただし、教化上又は処遇上等の個別的な事由により許可することが不相当と認められる場合は、この限りでない。

6 移送等に当たっては、領置物品中の使用を許可されていたものについてその事実を明らかにするため、領置品基帳の該当物品名の記載箇所の頭部に「許」と朱書するものとする。

7 行刑累進処遇令の適用を受けない受刑者については、3級又は4級の級別制限に準ずる。

(特別に許可する物品)

第3条 通信教育その他の学習のために使用する物品及び帰住衣類等出所時に使用する物品については、別表によることなく必要により許可する。

(給貸与物品との重複禁止)

第4条 自己用途物品又は自弁若しくは差入れに係る物品の使用期間中は、同種物品の給貸与は行わない。

(使用上の制限)

第5条 別表により使用を許可すべき物品であっても、教化上又は処遇上等の個

別的な事由により許可することが不適當と認められる品目については、その使用を許可しない。

(指定差入業者の選定)

第6条 別表により許可する差入物品のうち、著しく検査困難な品目及び管理上規格を統一する必要がある品目については、指定業者を通じてのみ許可する。

(物品の購入・下付の手續)

第7条 自己用途物品等の購入及び下付の手續については、別に定めるところによる(物品の管理・保管)

第8条 個々の受刑者の自己用途物品等の管理及び保管を適正にするため、別紙様式による「私物品整理簿」及び「郵券袋」を設ける。

(物品の領置又は廃棄)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、受刑者から提出された願せんと現品とを対査して領置又は廃棄の手續を執らなければならない。

- 1 物品が使用不能になったとき。
- 2 物品の使用資格を喪失し又は使用を禁止したとき。
- 3 本人が領置又は廃棄を願い出でたとき。
- 4 物品を亡失したとき(この場合は、本人の始末書を添付する。)

(許可品目以外の物品)

第10条 別表による許可品目以外の物品について、特別の事由により個別的に自己用途物品としての購入又は自弁若しくは差入れを許可することが必要と認められる場合には、その都度、札幌矯正管区長の認可を受けなければならない。別表による許可品目であっても、特別の事由により個別的に別表に掲げる使用数量、使用期間、規格等によらないで許可することが必要と認められる場合も同様とする。

(監獄法施行規則第76条の規定に基づき購入を許可する物品)

第11条 監獄法施行規則第76条の規定に基づき作業賞与金をもって購入を許可する物品については、原則として別表による自己用途物品の級別制限によるものとする。

(文書図画の取扱い)

第12条 文書図画については、別表に定めるもののほか、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定」(昭和41年法務省矯正甲第1307号大臣訓令)及び昭和54年2月26日付け達示第21号「被収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱細則」の定めるところによる。

備考

- 1 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。
  - 印 使用を許可するもの
  - ◎印 特に必要と認められる場合に限り、使用を許可するもの
  - 印 少年受刑者に限り、使用を許可するもの
  - △印 女子受刑者に限り、使用を許可するもの
  - ▲印 日本人と異なる処遇を必要とする外国人受刑者であって、特に必要と認められる場合に限り使用を許可するもの
- 2 摘要欄に「指定」と表示されているものは、差入物品について、指定差入業者を通じてのみ差入を許可するものとし、外部からの差入れ及び携帯してきたものは認めない。
- 3 次の各号に定めるものは、当所指定の規格と異なっている物品であっても、教化上又は処遇上等の個別的な事由により不許可とするもののほか、願い出により、その使用を許可する。
  - ア 他の行刑施設から移送されて来た者について、前施設で使用が許可されていた物品
  - イ 警察官署等から入所した者について、同署等で使用していたものであって、保安警備上支障がないと認められる物品のうち、所内生活において差し当たり必要なもの（当該物品に限る。）
- 4 自弁物品及び差入物品について、華美に過ぎるか、著しく高価な物品か等の判定基準は、例えば、指定差入業者を通じて購入する自己用途物品と同品種の品質規格及び価格を標準とする。
- 5 外来者が窓口において差入れをする場合の1回（1日）当たり差入れを許す物品の数量、1回に購入できる自己用途物品及び自弁物品の数量は、本表に定める「所持使用許可数量」をもって、その限度とする。
- 6 所持使用許可数量及び使用期間は、管理上の基準を定めたものである。ただし、

使用者個々の特殊事情により、出願のあったとき、特に必要と認められる場合に限り、数量の増減又は使用期間の伸縮を許可することができる。

- 7 使用期間の明示のないものは、破損・消耗するまで又は使用資格を喪失するまでをその期間とする。
- 8 ◎印の物品を許可する場合は、その都度、個別的に審査を行い、使用目的に対応する品質、規格、数量、使用期間等を指定して許可する。
- 9 ◎印の物品の差入れ、購入、仮出し等の出願は、許可のあった後でなければ受理しないものとする。
- 10 表中の「合成樹脂製」には、セルロイド製品は含まないものとする。
- 11 菓子・果物類及びジュース類の購入・喫食については、別に指示する。
- 12 受刑者が仮出し中の下着類、靴下等の洗濯、保管、着用方法等については、別に指示する。
- 13 購入物品の品目別価格は、市場の実情を勘案し、あらかじめ告知する。
- 14 通信教育等を受講している者の教材については、その都度個別に検討し、可否を決定する。

別表

受刑者自己用途物品等許可品目表

		自己用途物品				自弁差入物品 例外品を除き 全受刑者	所持 使用 許可 数量	標準 使用 期間	規格	適用
		1級	2級	3級	4級					
1	鉛筆	○	○	○	○	○	2本	1ヶ月	3H～HB～3Bの間のもので、消しゴム等付属品のあるものを除く。	購入時特に指定のない場合は、HBを購入するものとする。
2	ア 赤鉛筆	○	○	○	○	○	各1本	1ヶ月		赤青鉛筆の場合、所持使用数量は1本のみとする。
	イ 青鉛筆									
	ウ 赤青鉛筆									
3	鉛筆キャップ	○	○	○	○	○	4個		材質は不燃性のもので、金属製を除く。	
4	鉛筆削り	○	○	○	○	○	1本		材質は不燃性のもので、金属製及び小刀型式のものを除く。刃の部分が取り外せないものに限る。	【指定】
5	シャープペンシル	○	○	○	○	○	1本		材質は不燃性のもので、金属製を除く。ただし、2級以下の者は、プラスチック軸等鉛筆型の簡易なものとする。しんは3H～HB～3Bの間のもので、黒色。	【指定】
	シャープペンシル用替芯						1ケース			
6	ア 万年筆	○	◎	◎	◎	○	1本		材質は不燃性のもので、金属製を除く。	2級以下の者の自弁又は差入れは、特に必要と認められる場合に限る。
	イ 万年筆用スペアインク						青色			
							黒色			
7	ア ポールペン	黒色	○	○	○	○	各1本		材質は不燃性のもので、ペン軸は透明な合成樹脂製のものに限る。	購入時特に指定のない場合は、黒色のものを購入するものとする。
		青色								
		赤色								
	イ ポールペン用替えしん	黒色	○	○	○	○	各1本	1ヶ月		【指定】
		青色								
		赤色								
8	定規	○	○	○	○	○	1本		材質は不燃性のもので、合成樹脂製、30cm用以下の直定規に限る。	
9	下敷き	○	○	○	○	○	1枚		材質は不燃性のもので、合成樹脂製、大きさはA4半以下のもの、色彩は無地に近いものとし、金具類の付着したもの及び袋状のものは除く。	
10	筆入れ	○	○	○	○	○	1個		材質は不燃性のもので、合成樹脂製又は布製、色彩は無地に近いもの、特別な細工の施されたものは除く。	【指定】

11	ア	消しゴム	○	○	○	○	○	各1個	2ヶ月	大きさは3×5×2cm以内で、白色系統のもの。芳香を含んだもの及びガラス繊維製品は除く。	砂消し付き消しゴムの場合、所持使用数量は、1個のみとする。
	イ	砂消しゴム								大きさは3×5×2cm以内のもの。	
	ウ	砂消しつき消しゴム								大きさは3×6×2cm以内のもの。	
12	カ	カーボン紙	◎	◎	◎	◎	◎				
13	野	紙その他の	◎	◎	◎	◎	◎				
14	雑	記帳帳	○	○	○	○	○	1冊	1ヶ月	A5判又はB5判 白色系統の大学ノート型式とし、100枚つづり以内のもの。金具とは除く。	
15	日	記帳帳	○					1冊	1年	B5判以内の、自由日記形式のもの。金具とは除く。	
16	色	紙短冊	◎	◎	◎	◎	◎				
17	絵	画用具	◎	◎	◎	◎	◎				「指定」
18	作	業用具	○	○				2級者以上に限る。			品質、規格、数量及び使用期限等は、審査の際、使用目的に対応するものを個別に指定する。
19	電	子式卓上計算機	◎	◎	◎	◎	◎	1台			乾電池を含む。「指定」
20	そ	ろばん	◎	◎	◎	◎	◎	1丁			
21	封	筒	○	○	○	○	○	10枚	2ヶ月	縦型又は横型一重の長封筒で、色彩は白色又は茶色系統の無地とし、芳香入りのものは除く。	外国向け航空郵便封筒は、特に認められた場合に限る。
22	切	手	○	○	○	○	○	20枚			1回の購入又は差入れは、2,000円以内とする。
23	収	入印紙	◎	◎	◎	◎	◎	必要数			
24	葉	書	○	○	○	○	○	20枚			往復葉書は、特に認められた場合に限る。私製葉書は除く。
25	郵	便書筒	○	○	○	○	○	20枚			航空書筒は、特に認められた場合に限る。
26	通	信用紙	○	○	○	○	○	1冊	1ヶ月	白色系統の無地で、15行程度のけし線入り。100枚つづり以内のもので、香料臭のある用紙は除く。	
27	印	鑑	◎	◎	◎	◎	◎				ケースを含む
28	ア	パンツ	○	○	○	○	○	4枚	3ヶ月	白色又は肌色地で、無地又はしま柄のもの。化繊又は木綿製のもの。	「指定」
	イ	ブリーフ									
29	ア	パンティ	△	△	△	△	△	4枚		白色又は肌色で、無地の化繊又は木綿製のもの。	「指定」
	イ	ズロース									

30	タイツ	△	△	△	△	△	2枚		肌色又はグレー色で無地の化繊又は木綿製のもの。	「指定」	
31	スリッパ	△	△	△	△	△	3枚		白色又は肌色で無地の化繊又は木綿製のもの。	シュミーズ及びプラスリップを含め 「指定」	
32	ブラジャー	△	△	△	△	△	3枚		白色又は肌色で無地のもの。ワイヤー付き及びカップ付きのものを除く。	「指定」	
33	ア長袖	シャツ	○	○	○	○	○	3枚	3ヶ月	白色又は肌色で無地の化繊又は木綿製のもの。形は丸首、U首又はV首のもの。	下着類に限る。 「指定」
	イ半袖		○	○	○	○	○	3枚			
34	ア冬物	ズボン下	○	○	○	○	○	3枚		白色又は肌色で無地の化繊又は木綿製のもの。	「指定」
	イ夏物		○				1級者に限る。	3枚			
35	補修用ゴムひも	○	○	○	○	○	3m以内		白色又は白色に近いもの。	パンツ等の補修専用	
36	パジャマ	○					1級者に限る。	2着	色柄は無地又はそれに近いもので化繊又は木綿製のもの。		
37	手袋	◎	◎	◎	◎	◎				「指定」	
38	耳袋	◎	◎	◎	◎	◎				「指定」	
39	靴下	○	○	○	○	○	3足	2ヶ月	黒色・紺色・茶色及び灰色系統の無地のもの。ハイソックス及び毛糸製品を除く。	女子については、白色系統及びハイソックスを含む。 「指定」	
40	運動靴	○	○	○	○	○	1足	6ヶ月	白色又は黒色で、スック製ゴム底のもの。	「指定」	
41	サンダル	○	○				2級者以上に限る。	1足	1年	茶色又は黒色系統でビニール製ゴム底のもの。 「指定」	
42	ア歯ブラシ	○	○	○	○	○	1本	1ヶ月	材質は不燃性のもので合成樹脂製。無地又は無地に近いもので動物毛のものは除く。		
	イ歯ブラシケース	○	○	○	○	○	1個		材質は不燃性のもので合成樹脂製の透明なもの。 「指定」		
43	練り歯磨き	○	○	○	○	○	1個	大 2ヶ月 小 1ヶ月	薬用歯磨き及び金属製容器入りのものを除く。		
44	石けん	○	○	○	○	○	2個	1ヶ月	薬用石けん及び香料入り高級石けんは除く。	居房用 工場用各1個とする。 「指定」	
45	石けん容器	○	○	○	○	○	2個	1年	材質は不燃性のもので合成樹脂製。色柄は無地又は無地に近いもの。金属製品及びあかこすり等特別な細工の施されたものは除く。 「指定」	居房用 工場用各1個とする。 「指定」	
46	ちり紙	○	○	○	○	○	500枚程度	1ヶ月	水溶性で香料臭のないもの。	女子については1000枚程度 「指定」	
47	ア生理帯	△	△	△	△	△	3枚			「指定」	



59	花びん	○	●	●	●	1級者及び2級以下の少年受刑者	1個		その都度 個別に指定する。	
60	置き時計	○				1級者に限る。	1個		その都度 個別に指定する。	乾電池を含む。
61	置き鏡	△				女子受刑者の1級者に限る。	1面		その都度 個別に指定する。	
62	ア くし又はブラシ	○	○	○	○	○	いずれか1本		合成樹脂製又は木製のもの。筋立て付きのものは除く。	男子受刑者においては、外国人で特別の髪型による調髪が許可され、容姿を整える必要があるときに限る。【指定】
	イ 整髪料	○	○	○	○	○	1個	2ヶ月	容量200cc以下のもの。	
63	ア 調ヘアピン						20本		かぎピンを含む。	【指定】
	イ 髪ヘアカラー						1箱			
	ウ 用ゴムひも	△	△	△	△	△	必要数		黒色のもの。	
	エ 具 ナイトキャップ						1個			
64	シャンプー	○	○	○	○	○	1個	2ヶ月	容量300cc以下の	【指定】
65	ヘアリンス	△	△	△	△	△	1個	2ヶ月	液状のもの。	
66	電気カミソリ	○	○	○	○	○	1個			収納ケース、清掃ブラシ、替え刃及び乾電池を含む。【指定】
67	ア クリーム	○	○	○	○	○	1個	3ヶ月	容量50g以下のもの。	男子受刑者については、ひげそり後の使用に限る。【指定】
	イ ハンドクリーム	▲	▲	▲	▲	▲			容量100g以下のもの。	【指定】
	ウ 乳液	△	△	△	△	△			容量200g以下のもの。	【指定】
68	化粧水	△	△	△	△	△	1個	3ヶ月	容量200g以下のもの。	【指定】
69	汗止め用粉末	○	○	○	○	○	1個	3ヶ月		パフ類を含む。【指定】
70	耳かき	○	○	○	○	○	1本		竹又は合成樹脂製のもの。	
71	数珠	◎	◎	◎	◎	◎	1連			宗教教誨のとき及び居房内においてのみ使用所持を許可する。
72	ロザリオ	◎	◎	◎	◎	◎	1連			
73	菓子・果物及びジュース類	○	○	○						規格、数量等はその都度 指定する。1級者は月2回以下、2級者は月1回以下、3級者は2月に1回とする。【指定】

74	入れ歯洗浄剤	○	○	○	○	○	1個	1月			指定
75	入れ歯洗浄用容器	○	○	○	○	○	1個				指定



